

回 答 書

「甲斐市脱炭素先行地域推進支援業務委託」に関する公募型プロポーザルについて、次の事項について回答いたします。

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>仕様（１）②令和 6 年度事業費の算出及び令和 7 年度以降の 概算事業費の算出</p> <p>事業費の算出を行うとともに、事業の進捗状況に合わせて、取組内容の深度化や事業費の精査、各取組間における連携方法なども検討を行う。</p> <p>→「事業費の算出」は、令和 6 年度並びに 7 年度の事業費であり、一方、「事業の進捗状況に合わせて、取組内容の深度化や事業費の精査」は、「令和 5 年度」における事業の進捗状況や取組内容ならびに事業費という理解で良いか（タイトルを見る限り、「令和 5 年度」について触れられていないため。</p>	<p>「事業費の算出」については令和 6 年度の確定的な事業費の算出及び令和 7 年度以降の概算事業費を算出していただきたいと考えております。</p> <p>また、令和 5 年度単年ではなく、「脱炭素先行地域の計画期間内（令和 5 年度～令和 10 年度）における取組内容の深度化や事業費の精査、各取組間における連携方法なども検討を行う」とご理解ください。</p>
2	<p>仕様（２）会議運営支援 イ甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会</p> <p>→想定されている委員の構成（有識者、民間、地域等）と人数をご提示いただきたい。</p>	<p>昨年までの本委員会の構成委員は、</p> <p>甲斐市環境審議会会長 甲斐市景観審議会会長 甲斐市自治会連合会会長 甲斐市女性団体連絡会会長 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社 山梨交通(株) 山梨みらい農業協同組合 (株)山梨中央銀行 (一社)山梨県建築士会 サントリー(株)登美の丘ワイナリー 山梨県（環境・エネルギー政策課） の 11 名を委員とし、 そのほかアドバイザーとして有識者 （山梨大学の教授等）3 名となっております。 委員については 15 名以内となっております。</p>

<p>3</p>	<p>仕様（2）会議運営支援（6）打合せ協議等</p> <p>10月～3月の6カ月事業として、上記を合計すると最大30回近い会議/打ち合わせが行われることが想定され、日程調整が複雑になることが想定される。貴市において、以下の会議体を何月頃に実施予定か、想定があればご提示いただきたい。</p> <p>ア 脱炭素先行地域推進会議（1ヵ月：1～2回）</p> <p>イ 甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会（年：1～3回）</p> <p>ウ 先行地域内の住民・事業者に対する説明会（年：複数回実施）</p>	<p>ア 脱炭素先行地域推進会議（1ヵ月：1～2回）</p> <p>➡定期ミーティングとして10月～3月にかけて毎月2回程度を想定しています。</p> <p>イ 甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会（年：1～3回）</p> <p>➡正確な開催時期は未定ですが、11月～3月にかけて最大3回を想定しています。</p> <p>ウ 先行地域内の住民・事業者に対する説明会（年：複数回実施）</p> <p>➡【住民説明会】正確な開催時期は未定ですが、11月～12月に1～2回、2月～3月に1～2回を想定しています。</p> <p>【事業者説明会】正確な開催時期や回数は未定ですが、12月～3月を想定しています。</p>
<p>4</p>	<p>仕様（2）会議運営支援</p> <p>ウ 先行地域内の住民・事業者に対する説明会（年：複数回実施）</p> <p>→これまでに住民や事業者に対する説明会や意見交換会を行ったことはあるか。開催した実績がある場合、概ねの参加者数や属性をご教示いただきたい。</p> <p>→住民向けと事業者向けの説明会はそれぞれ実施するとの理解だが、合っているか。</p>	<p>先行地域内エリアに含まれる自治会の役員及び事業者（個人事業主や店舗等）を対象に、脱炭素先行地域への申請前（令和4年1月）に合同で説明会を実施し、約30名が出席しました。また、欠席者に対しては個別訪問し、約100の事業所へ資料配布と説明を行いました。</p> <p>本業務では、住民向けと事業者向け説明会はそれぞれ分けて実施する予定です。</p>
<p>5</p>	<p>仕様（3）市交付金事務支援</p> <p>→事業者から甲斐市への脱炭素先行地域交付金申請の支援という理解で合っているか。市交付金のスケジュール（公募～実績報告）についてご教示いただきたい。</p>	<p>お見込みのとおりで、事業者及び市民から甲斐市への脱炭素先行地域交付金申請の支援を想定しております。市交付金の詳細なスケジュールについては未定ですが、令和6年度から本格的な交付金事業の開始を見込んでいます。</p>
<p>6</p>	<p>実施要領（3）提出書類等 ウ提出書類</p> <p>→企画提案書（両面10枚以内）とは20ページ以内の理解で合っているか。</p>	<p>お見込みのとおりで、企画提案書は20ページ以内をお願いします。提出していただく、紙媒体での企画提案書については、ページ数がかさんでしまうことから両面印刷で提出していただきたく、両面という表記となっております。</p>

7	実施要領（４）既存資料の閲覧 →閲覧場所以外（電子データ等）での 閲覧・共有は不可であるか。	電子データでのご提供、共有については不可 となっております。 お手数ではございますが、来庁いただき、閲 覧のみとさせていただきます。
---	--	---